

生駒市訓令甲第5号

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月生駒市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号を次のように改める。

(2) 統合端末

第9条第1項第3号を削る。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。